

令和8年1月23日

令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律第5章第5節の規定による個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第53条第2項の規定に基づき、令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に必要な事項（提案の募集要項）を以下のとおり公示します。

国立大学法人和歌山大学長

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条に基づいて、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルは、和歌山大学（以下「本学」という。）のホームページ（以下URL参照）に掲載しています。

○ 個人情報ファイル簿

https://www.wakayama-u.ac.jp/about/public/kokai/tre/kokai_kokai6.html

3. 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、次に掲げる法第113条の規定により、①から⑥までの欠格事由のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑥までのいずれかに該当する者があるもの

(注) 代理人による提案の場合は、代理人の権限を証する書類を提出してください。

4. 募集期間

令和8年1月26日（月）8時30分～令和8年2月27日（金）17時15分まで

5. 提案の方法

(1) 提出書類

提案にあたっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出して下さい。様式については、本学ホームページから入手可能です。

○ 提案書類

① 提案書

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（様式第1号）

② 添付書類

誓約書（様式第3号）

行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（任意様式）

提案をする者の本人確認書類（※1）

委任状（代理人の権限を証する書面）（様式第2号）（※2）

その他本学が必要と認める書類（※3）

※1 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付して下さい。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付して下さい。

※2 代理人による提案をする場合に限ります。

※3 必要な場合には、提案書類受領後に本学より連絡します。

(2) 提出方法

持参又は郵送・信書便により、提案書類2部をこの募集要項の最後に記載されている「本件に関する連絡先・書類の提出先」まで提出して下さい。

- ・ 持参による場合は、平日の8時30分から17時15分まで（12時00分から13時00分までを除く）。なお、持参いただく際は、事前に、担当まで電話又はメールにて、ご連絡いただけますと幸いです。
- ・ 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きして下さい。また、締切日当日必着です。

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、1,000人以上あり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ② 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ③ 提案に係る事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ④ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑤ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨を通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要項の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 本学からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 本学が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の原著作権は、本学に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

○本件に関する連絡先・書類の提出先

〒640-8510

和歌山県和歌山市栄谷 930

国立大学法人和歌山大学 企画課

電話：073-457-7016

E-mail : kikaku@ml.wakayama-u.ac.jp